人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年三月三十一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一一―一一―二

人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（管理監督職に含まれる官職）	（管理監督職に含まれる官職）
第二条　法第八十一条の二第一項に規定する給与法第十条の二第一項に規定する官職（以下この条において「俸給の特別調整額支給官職」という。）に準ずる官職として人事院規則で定める官職は、次に掲げる官職とする。	**第二条**　法第八十一条の二第一項に規定する給与法第十条の二第一項に規定する官職（以下この条において「俸給の特別調整額支給官職」という。）に準ずる官職として人事院規則で定める官職は、次に掲げる官職とする。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　国土交通省の内部部局の次席航空情報管理管制運航情報官、航空保安大学校若しくは航空保安大学校岩沼研修センターの科長、国土地理院、地方整備局事務所、北海道開発局若しくは北海道開発建設部の課長、地方航空局空港事務所の次席航空管制官、地方航空局空港出張所若しくは地方航空局空港・航空路監視レーダー事務所の次席航空管制技術官又は航空交通管制部の次席航空管制官に準ずる官職として人事院が定める官職並びに地方運輸局運輸支局の首席運輸企画専門官及び首席海事技術専門官並びに地方運輸局、運輸監理部又は地方運輸局運輸支局の海事事務所の首席運輸企画専門官及び首席海事技術専門官	八　地方整備局事務所の課長、北海道開発局の課長又は北海道開発局開発建設部の課長に準ずる官職として人事院が定める官職並びに地方運輸局運輸支局の首席運輸企画専門官、地方運輸局又は地方運輸局運輸支局の海事事務所の首席運輸企画専門官、地方運輸局運輸支局の首席海事技術専門官及び運輸監理部又は地方運輸局運輸支局の海事事務所の首席海事技術専門官
九　海上保安大学校又は海上保安学校の部長に準ずる官職として人事院が定める官職	九　海上保安学校の部長に準ずる官職として人事院が定める官職
十～十六　（略）	十～十六　（略）